

## 多子世帯における保育施設等の優先利用について

## ◎ 趣 旨

多子世帯を対象とした保育施設等入所の優先利用を図るため、「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しを行うもの

## 1 本市の保育の実施選考基準等について

## (1) 主な見直しの経過

- |          |  |
|----------|--|
| 平成19年 1月 | <p>「宇都宮市保育の実施選考基準」の策定<br/>(社会環境の変化への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労形態の多様化<br/>⇒「基準指数表」において、就労形態（居宅外・自営・内職）等を細分化</li> <li>・ 女性の社会参画機会の増加<br/>⇒「調整指数表」に産休・育休明けの再入所希望を新たに設定</li> </ul>  |
| 平成22年11月 | <p>保育の実施選考基準指数表のうち調整指数表の見直し<br/>(経済環境の急激な悪化への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母親の長時間勤務が増加<br/>⇒ひとり親世帯の親族協力者の有無による細分化<br/>加えて、児童虐待防止に寄与する指数を新たに設定<br/>(厚労省通知の「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い」による)</li> <li>・ 早期復職（育休後）の増加<br/>⇒<u>兄弟姉妹が入所している場合の指数の配点増</u></li> </ul>              |
| 平成26年 9月 | <p>保育の実施選考基準指数表の見直し<br/>(子ども・子育て支援新制度への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の必要性の認定<br/>⇒「基準指数」において、夜間勤務を含む、月当たりの就労時間に基づき指数化<br/>⇒「基準指数」にDV・虐待を新たに設定</li> <li>・ 優先利用に係る配慮事項の設定<br/>⇒<u>「調整指数」において、産休・育休明けの再入所希望に係る配点増</u><br/>⇒「調整指数」に保育に従事する者（保育士・看護師）の確保に係る項目を新たに設定</li> </ul> |

## (2) 『保育の実施選考基準指数表』における基準指数と調整指数

基準指数表は「保育の必要性」を国が示したものであり、調整指数表は、本市の実情などを踏まえ、「優先利用に係る配慮事項」を設定するものであり、本市の『実施選考基準指数表』は、国の示す基準に基づき、公平性・客観性を明確にするために指数化（点数化）するもの。

（項目や指数は、社会環境や家庭環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直す）

- ・ 基準指数：「保育の必要性」を保護者の状況に応じて区分する指数
- ・ 調整指数：「福祉的配慮」や「養育環境の配慮」などを行う指数

## (3) 入所選考（利用調整） 「別紙3」参照

「宇都宮市保育の実施選考基準」により、次の順序にて利用調整を実施

- ① 基準指数表により、保護者の勤務や疾病等の保育を必要とする状況を配点
- ② 調整指数表により、配慮を要する世帯の状況を配点
- ③ ①と②を合計し、指数の高い順に利用調整
- ④ 指数が同点の場合、①、②の点数等の状況に応じて優先順位を付け利用調整
- ⑤ ①～④によって、入所施設が決定

## 2 新制度施行に伴う優先利用の取組について

### (1) 国の動向

- ・ 内閣府等通知により「多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について（依頼）」（平成27年1月22日付）は、「優先利用に関する基本的な考え方」の中で、「その他市町村が定める事由」に多子世帯の配慮が該当するものとして位置づけられた。

### (2) 本市における優先利用の現状

#### ア 希望する保育所に兄弟姉妹が既に入所している場合

- ・ 平成22年11月の見直し、さらに新制度に伴う見直しによって、指数の配点を上げた（1.5点→3点）ことにより、4月入所においては、当該の申込者の9割が入所できている。

#### イ 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに再度保育園を希望する場合

- ・ 新制度に伴う見直しによって、調整指数において「その他の配慮」から「養育環境の配慮」に優先度を上げ、指数の配点を上げた（3点→6点）ことにより、育児休暇取得により、一度退園し、改めて保育園を希望する申込者の全世帯が入所できている。

一方、新たに入所申込みをする兄弟姉妹や多胎児の2人以上の同時申込み、第3子以降の児童の申込みについては、これらを配慮する項目がないため、入所が難しい状況である。

### (3) 国の動向を踏まえた、今後の本市の考え方

- ・ 今年3月に策定された「少子化社会対策大綱」において、『子育て支援施策を一層充実』『若い年齢での結婚・出産の希望の実現』『多子世帯へ一層の配慮』などが、重点課題として位置づけられた。

また、本市の「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」の策定にあたり行ったニーズ調査の結果においては、理想の子どもの数は「3人」が最も多いが、子育て不安や経済的負担などにより、実際には「2人」となっていることから、多子世帯の子育て支援の充実を図り、安心して子育てができる環境を整備する必要がある。

- ・ このため、少子化の流れを抜本的に変え、2人目・3人目など希望出生数を実現できるよう、多子世帯の子育て支援のひとつとして、保育施設等への優先利用を行うことで、保護者の子育て負担の軽減を図る。

## 3 『保育の実施選考基準指数表』の見直しについて

### ◆基本的な考え方

「多子世帯の優先利用」については、本市の実情などを踏まえ、配慮事項を設定する必要があるため、「優先入所に係る配慮事項」として、「調整指数表」の見直しを行うこととする。

#### (1) 「調整指数表」の見直し（「別紙4」参照）

- ・ 調整指数の項目は、配慮を要する世帯の状況に応じて、該当する項目のすべてに加点を行うものであり、2人以上の同時申込みと第3子以降の児童の申込みを新たな項目として追加する。
- ・ 配慮区分「その他」は、配慮の趣旨を表現した名称へと変更する。  
「その他」→「子育て支援・少子化対策の配慮」

#### ア 兄弟姉妹や多胎児の2人以上の同時申込みの場合

- ・ 同時申込みにあたり、同じ保育施設等に入所できることが、子育て負担の軽減のひとつになることから、調整指数の「養育環境の配慮」に新たに項目を加える。
- ・ 「養育環境の配慮」の中で、優先利用としている項目の配点のバランスとして、希望する保育所に兄弟姉妹が入所している場合(3点)は、保育施設等を選択する余地がないが、同時申込みの場合は、希望する保育施設等を複数選択することができることから2点とする。

#### イ 第3子以降の児童の申込みの場合

- ・ 調整指数の「子育て支援・少子化対策の配慮」に新たに項目を加える。
- ・ 第3子以降の児童は、兄弟姉妹の養育・入所状況及び年齢に係わらず、第3子以降である事実をもって1点を加点し、さらに、入所に際して「希望する保育所に兄弟姉妹が既に入所している場合」(3点)や「同時申込みの場合」(2点)には「養育環境の配慮」として加点されることになる。

なお、第3子以降については、18歳未満の範囲において兄弟姉妹をカウントする。

#### (2) 指数の合計が同点になった場合の優先順位の見直し（「別紙4」参照）

- ・ 多子世帯については、調整指数の見直しに加え、指数が同点になった場合においても項目を追加し、優先度を上げ、多子世帯への配慮を手厚くする。

#### (3) 適用時期

新年度4月入所申込者の利用調整より適用

### 4 スケジュール

平成27年10月 調整指数表等の見直し・告示  
市民・事業者への周知  
11月 新年度申込み受付開始  
平成28年 1月 新年度利用調整